

建設現場における生産性向上のため、検査及び立会いの効率化を推進します
 ～デジタル技術等を活用した新たな手法を試行的に採用～

近年、現場のデジタル化が急速に進展しており、LiDAR、SfM 等を用いた出来形管理、AR を活用した出来形管理の視覚化など様々な技術で検査及び立会いを効率的、または高精度で実施できる技術が多く実用化されてきています。

建設現場の生産性向上を目的とした「i-Construction」の推進の一環として、これまでの遠隔臨場の取組みに加え、デジタル技術等を積極的に活用し業務の効率化を図るため、受注者からデジタル技術等を活用した新たな検査及び立会い等の手法について提案があった場合に、試行的に採用できることとしました。

なお、採用にあたっては、下記のとおり手続き・審査を行ったうえで、現行の手法に代わる新たな手法として実施いたします。また、費用計上については、契約する工事1件あたり100万円（税抜き）を目安として計上できるものとした。

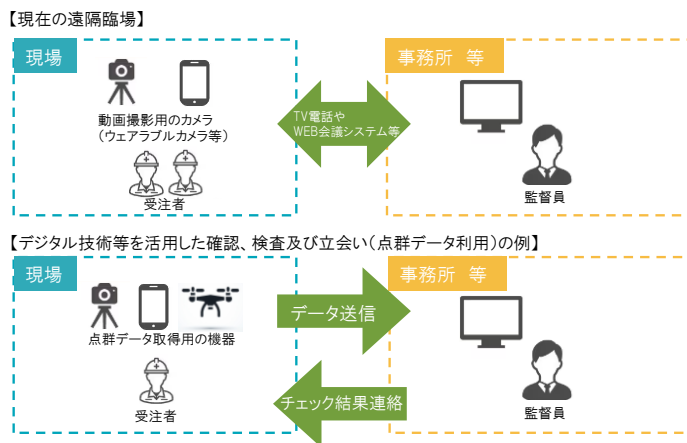
<対象工事> 工事請負契約書が適用される工事（基本契約に基づく個別契約も含む）

<対象項目> 土木工事共通仕様書 1-32「検査及び立会い」

または施設工事共通仕様書 第 29 節「検査及び立会い」に関する項目に適用

以上

■新手法のイメージ（例）



■新手法の採用・実施・評価の基本的なフロー

